

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 7 月 20 日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 7 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第43号

富山県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

富山県職業訓練手当支給規則（昭和42年富山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第20条」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職業能力開発課)

